

2007年5月22日

栃木県議会議長 石坂真一 様

日本共産党
県議会議員 野村 節子

議会運営等の改善に関する申し入れ

新議会の発足にあたり、県民から議会としての十分なチェック機能の発揮を求める声や、議会運営、公費支出の透明性を求める意見が寄せられています。議会への信頼を回復するためにも、県民の要請に応え、議会運営の改善をはかることは急務です。新議会には議会活性化検討会が設置され、一年をかけて協議をすすめることとなっておりますが、下記事項につきましては、議長の積極的なイニシアチブでただちに改善に着手されますよう日本共産党として申し入れするものです。

記

1. 少数会派をも尊重する議会運営について

(1) 発言の自由を保障することは議会の機能を発揮する最大の要素であり、活性化の要です。代表質問は三人以上の会派にのみ認められておりますが、一人会派も含め全会派に代表質問の機会を保障すること。また特例として一人会派の一般質問の持ち時間の分割を認めること。

(2) 議会運営委員会、各派代表者会議は全会派で構成すること。それが実現するまでは議会運営委員会同様、各派代表者会議での一人会派の傍聴・意見表明を認めること。

2. 公費支出について

(1) 政務調査費の収支報告書に領収書その他の関係書類添付を義務づけ、情報公開の対象とすること。5月・6月支給分より実施すること。

(2) 費用弁償は、公務出張は一般職員と同等の扱いとし、出日日当に当たる部分は原則廃止、本会議と委員会出席のさいは交通費の実費支給程度にとどめること。「見なし規定」は廃止すること。

3. その他

(1) 県公共事業受注企業からの政治献金（政治資金パーティー券を含む）の禁止を実行すること。

(2) 議会と執行部の緊張感ある関係を保持するために、常任委員会と執行部の懇親会、県外視察先などでの懇親会などを自粛すること。

以上